

【質問】私の父はがんを患っています。

最期は安らかな状態でみとりたいと思っています。終末期医療に関する「終末期相談支援料」が七月から凍結されたとのことですが、なぜでしょうか。(55歳・会社員男性)

終末期相談支援料

【回答】終末期相談支援

料は後期高齢者医療制度が四月に始まったのに伴い導入された制度です。医師が回復の見込みが薄いと判断した七十五歳以上の高齢者の同意を得て、人工呼吸器を付けるか否かなど終末期の医療計画に関する書面を交わした場合に診療報酬(患者一人当たり二千円)が加算されます。

しかし、同支援料はわず

医療制度



て医療費を削減しようとする厚生労働省の意図があからさまだったことも原因と

批判受け3カ月で凍結

か三カ月で凍結となつてしま

いました。異例のことで後期高齢者医療制度そのものが不人気だったことに加え、対象を七十五歳以上に限ったため「年寄りには早く死ぬということか」との批判が上がったためです。同支援料の創設によつ

なっているでしょう。

人間は誰しも安らかで尊厳ある死を望んでいます。しかし、家族とのトラブルや医療訴訟に発展するのを避けるため、医師は心肺蘇生(そせい)や人工呼吸器などの延命治療の中止を積極的に行っていないのが現

実です。その結果、「スパゲティー症候群」といわれるように、多くの患者が輸液ルートや気道チューブなどいろいろな管につながれたままなくなっています。

終末期医療は高齢者だけの問題ではなく、幅広い世代で検討すべき問題です。

患者や家族の意思確認は、患者がある程度元気で判断能力がある間に始めるのが理想的です。一回だけでなく、経時的に何回も意思を確認することも必要です。穏やかな死を迎えるには、体の痛みを和らげる緩和療法や心の痛みを和らげ

尊厳死法など早期確立を

るコンサルテーションが欠かせません。そのためには主治医だけでなく、緩和療法の専門医や看護師、心理療法士、福祉関係者などがチームを組んで対応する必要があります。

死生観は医療関係者、患者・家族によってさまざまです。非常にデリケートなものです。国民や医療関係者に広く受け入れられている終末期医療のガイドラインもまだありません。多くの患者・家族が穏やかな死を望んでいることや医師が延命治療の中止をちゅうちよせざるを得ない現状を考えると、「尊厳死法」の制定を含め終末期医療の在り方の一刻も早い確立が望まれます。(県医師会)